

新	旧
秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用 (平成20年3月17日建管－2460)	秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用 (平成20年3月17日建管－2460)
第7条関係 1～3 略 4 技術者(会社に所属する測量士及び測量士補(様式第3号の2関係)を含む)の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料を提出させること。 5 _____ 4に掲げる「これらに準ずる資料」として、_____社会保険適用除外事業所等の場合にあっては、直近の住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し__を提出させること。なお、4に掲げる書面を提出できない場合は、給与台帳(源泉徴収簿)及び3ヶ月分の出勤簿などの直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料とする_____ことができる。 6 準県内の常勤技術者(様式第3号の3関係)の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、4に掲げる書面のほか、_____引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票の写し(入札参加資格申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)を提出させること。_____ 7 会社の所属技術者(測量士及び測量士補)名簿(様式第3号の2)に添付する「資格を証する書面の写し」及び4に掲げる直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面__は「測量士(又は測量士補)名簿記載事項証明書(国土地理院発行)の写し」(入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)に代えることができる。 8 略	第7条関係 1～7 略 4 技術者_____の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、健康保険_____被保険者証_____の写し(資格取得年月日と事業所名の記載があるものに限る。)又は雇用保険被保険者資格取得__等確認通知書の写し_____を提出させること。 5 会社に所属する測量士及び測量士補(様式第3号の2関係)の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、4に掲げる書面のほか、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し(社会保険適用除外事業所等の場合_____は、_____住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し_)を提出させること。_____提出できない場合は、給与台帳(源泉徴収簿)及び3ヶ月分の出勤簿など、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料の提出に代えることができる。 6 準県内の常勤技術者(様式第3号の3関係)の直接かつ恒常的な雇用関係を証する書面として、4に掲げる書面のほか、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し(社会保険適用除外事業所等の場合は、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し)及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票の写し(入札参加資格申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)を提出させること。いずれの書面も提出できない場合は、給与台帳(源泉徴収簿)及び3ヶ月分の出勤簿など、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料の提出に代えることができる。 7 会社の所属技術者(測量士及び測量士補)名簿(様式第3号の2)に添付する「資格を証する書面の写し」及び「直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」は「測量士(又は測量士補)名簿記載事項証明書(国土地理院発行)の写し」(入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)に代えることができる。 8 略
第14条関係 1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書の原本又は写しを提出させることにより確認するものとする。 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は保険料納入確認書(別記様式)の原本又は写しを提出させることにより確認するものとする。 3～4 略 附 則(令和7年2月21日技管－747 一部改正) 1 この運用は令和7年4月1日から施行する。 2 改正後の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。	第14条関係 1 秋田県税に滞納がないことについては、秋田県総合県税事務所長が発行する納税証明書_____を提出させることにより確認するものとする。 2 社会保険料に滞納がないことについては、年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書又は保険料納入確認書(別記様式)_____を提出させることにより確認するものとする。 3～4 略